第百五十八条を次のように改める。

（検定に合格した医薬品等に係る表示）

第百五十八条　令第六十一条第一項の表示は、検定に合格した医薬品又は医療機器が収められている最終小分容器の見やすい場所に付するものとする。ただし、小売の際に当該医薬品又は医療機器を収める最終小分容器が他の容器又は被包（最終小分容器を直接包装するものに限る。）に収められている場合にあっては、検定に合格した医薬品又は医療機器が収められている最終小分容器を包装する当該容器又は被包の見やすい場所に付するものとする。

2　令第六十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、「国家検定合格」の文字とする。

3　令第六十一条第二項の規定による確認を行うに当たっては、同条第一項の規定による表示が付されている医薬品又は医療機器の数量及び当該数量が適正であることを示すために必要な資料を併せて確認するものとする。

第百五十九条第一項中「第六十一条」を「第六十条第二項」に改める。

別記様式第七十号中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　試験品抜取数及び保存用品抜取数

別記様式第七十三号を次のように改める。

様式第七十三号（第百五十七条関係）

第　　号

検定合格証明書

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品又は医療機器の品名	製造番号又は製造記号	数量	備考

上記の（医薬品／医療機器）は、薬事法第四十三条（第一項／第二項）に規定する検定に合格したことを証明する。

年　　月　　日

動物医薬品検査所長　　印

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第七十四号を次のように改める。

様式第七十四号（第百六十条関係）

品名	製造	検定	結果	処置	参考事項
	年　月　日	申請　年　月　日	検定　年　月　日		出荷判定 年　月　日
	製造量	抜取　年　月　日	成績	不合格事由	対象数量
	製造番号	申請量	封印解除 年　月　日	再検査	
			薬事監視員氏名		
	構口成ッサトプ	試験品 抜取量 保存用品	表示確認 年　月　日 対象数量	処年 月 分日	
		差引残量	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名	

製造担当者氏名	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名
品名	製造	検定	結果	処置	参考事項
	年　月　日	申請　年　月　日	検定　年　月　日		出荷判定 年　月　日
	製造量	抜取　年　月　日	成績	不合格事由	対象数量
	製造番号	申請量	封印解除 年　月　日	再検査	
			薬事監視員氏名		
	構口成ッサトプ	試験品 抜取量 保存用品	表示確認 年　月　日 対象数量	処年 月 分日	
		差引残量	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名	
	製造担当者氏名	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名	薬事監視員氏名	

備考

1　輸入品にあっては、品名の欄に輸入品の外国製造業者名を、参考事項の欄に輸入年月日を併記すること。

2　乾燥製剤であって溶解液の添付されているものにあっては、その溶液の製造年月日及び製造番号又は製造記号を参考事項の欄に記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の動物用医薬品等取締規則別記様式第七十号及び第七十四号（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、この省令による改正後の動物用医薬品等取締規則別記様式第七十号及び第七十四号の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

○総務省告示第二百七十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十五年七月一日から適用する。

なお、平成二十四年総務省告示第三百十四号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十五年六月三十日限り廃止する。

平成二十五年六月二十六日

総務大臣　新藤　義孝